

茨城県最低賃金と茨城県特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下表のとおり改正されました。

最低賃金名	時間額	効力発生日
茨城県最低賃金	1,005円	令和6年10月1日
茨城県特定最低賃金	鉄鋼業	1,098円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（機械器具製造業等）	1,055円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業（電気・精密機械器具等製造業）	1,052円
	各種商品小売業	1,005円
		改正なし (令和6年10月1日から茨城県最低賃金が適用)

労使双方が合意した上で「最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、法律により、その賃金は無効とされ、最低賃金額で契約したものとみなされます。

<お問合せ先>

茨城労働局 賃金室（TEL029-224-6216）又は最寄りの 労働基準監督署 へ



茨城労働局ホームページのQRコード

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール

最低賃金は、暮らしの支えです。

最低賃金



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は

1,005円^{時間額}

発効日：令和6年10月1日



茨城労働局
ホームページへリンク

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

茨城県の特定(産業別)最低賃金

産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	各種商品小売業
最低賃金額(時間額)円	1,098	1,055	1,052	1,005
発効日	令和6年12月31日			令和6年改正なし 茨城県最低賃金適用

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

茨城働き方改革推進支援センター

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

キャリアアップ助成金

茨城労働局・労働基準監督署・(一社)茨城労働基準協会連合会・(一社)茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会